

いじめ防止基本方針



木津川市立梅美台小学校

目 次

はじめに

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	1
(2) いじめの基本認識	1
(3) いじめの態様	1
(4) いじめの構造	1

2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実	2
(2) 豊かな心の育成	2
(3) 体験活動の充実	2
(4) 「ことばの力」の育成	2
(5) 児童の主体的な活動の充実	2
(6) 居場所づくり	2
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	2
(8) 家庭・地域や専門的知識を有する者との連携	2
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	2

3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	3
(2) 相談しやすい環境づくり	3
(3) 定期的な教育相談の実施	3
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	3
(5) 家庭や地域との連携	3
(6) 関係機関との連携	3

4 いじめへの対応

(1) 初期対応	3
(2) 事実の確認	3
(3) 対応方針の決定及び指導	4
(4) 保護者との連携	4
(5) 関係機関等との連携	4
(6) いじめの解消	5
(7) いじめ解消語の継続的な指導	5

5	いじめ問題に取り組む体制の整備	
(1)	「いじめ対策委員会」の設置	5
6	インターネット上のいじめへの対応	
(1)	インターネット上のいじめの未然防止	6
(2)	インターネット上のいじめの早期発見・早期対応	6
7	重大事態への対処	
(1)	重大事態とは	7
(2)	重大事態発生時の対処	7
8	いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）	8
9	いじめ防止年間指導計画	9

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたる。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

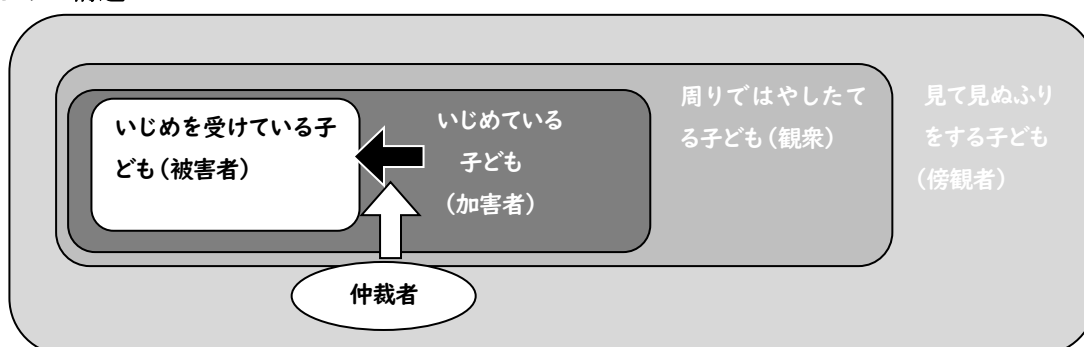
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも起こり得るものであり全ての児童に関係する問題である。
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返し怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 無理に物をたかられる。
- ⑥ 無理に金をたかられる。
- ⑦ 物を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
- ⑧ 金を隠されたり、盗まれたりする。
- ⑨ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑩ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(4) いじめの構造



2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要である。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校風土・学級風土をつくることが大切である。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組に、計画的・組織的に推進していく。

(1) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成する。

(2) 豊かな心の育成

道徳科の授業を要として、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成する。

(3) 体験活動の充実

自己存在感を持ち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成する。

(4) 「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識し、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成する。

(5) 児童の主体的な活動の充実

児童会等で、児童が自主的にいじめの問題について考え議論する等、いじめの防止に向けた取組を積極的に実施することで、児童のいじめ撲滅に対する意識の向上を図る。

また、異年齢交流、保護者や地域、近隣の小中学校と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成する。

(6) 居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」を生まない取組を推進する。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面をつくりだす工夫に努める。

(7) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、PDCAサイクルによる計画的な取組を進める。

(8) 家庭・地域や専門的知識を有する者との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努める。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進します。

(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって

保護者や地域住民などの意見を十分取り入れるよう努める。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものである。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目を持つための取組を充実していく。さらに、保護者や地域と連携して、情報を収集する等の取組に努める。

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「記名式アンケート」を定期的に実施する。

- ・実施時期 1・2学期
- ・実施内容 市独自で作成したいじめに係るアンケート

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、何よりも児童への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童が「包みこめれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築するよう努める。また、一人一人の児童と教員が話をする教育相談の活動を取り入れるなどの工夫をする。

児童がいじめを相談することは、非常に勇気がいる行動であり、いじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、対応には細心の注意を払う。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくる。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を定期的に実施する。

- ・実施時期 それぞれのいじめアンケートを実施した後の期間
年3回以上実施
- ・実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

(5) 家庭や地域との連携

「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促したりすることで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらう。さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応する。

(6) 関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組む。

4 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、以下の点に留意しつつ、学校全体で組織的かつ早急に対応することが必要である。

(1) 初期対応

- ①直ちに学年主任や管理職に報告の上、対策組織において情報を共有する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2) 事実の確認

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- ②事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察し、周辺の状況等を客観的に確認したりする。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望が持てることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。
必要に応じて、いじめを受けた児童の学校内外における教育環境・教育機会の確保に努める。
- ④いじめた側の児童に対しては、成長支援の観点からいじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ⑤その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに関与側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ⑥いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(4) 保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えとともに、適宜連絡を密に取る。
- ②いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5) 関係機関との連携

- ①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

(6) いじめの解消

- ①いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ②いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んで相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(7) いじめ解消後の継続的な指導

- ①いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ②再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図ったりするための体制を整備する。

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置する。

【主な役割】

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ②いじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- | | | | |
|-------|-------|---------|---------|
| ○管理職 | ○教務主任 | ○生徒指導主任 | ○教育相談主任 |
| ○養護教諭 | ○学年主任 | ○担任等 | 関係教職員 |

【組織設置・構成上の留意点】

- ①いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と伴わず、単独で設置することが望ましい。
- ②学校の規模に応じて、学年主任や養護教諭を加える等、学校の実情を考慮した組織にする。
- ③該当児童の担任等、児童とかかわりの深い教職員を適宜加えられる等、柔軟性を持たせた組織とする。
- ④状況に応じて、スクールカウンセラー拠点校においてはスクールカウンセラーの参加を、巡回

校においては拠点校と協議の上、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実行性のある組織とする。また、スクールソーシャルワーカーや学校医、学校評議員やPTA役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。

6 インターネット上のいじめへの対応

急速に進歩しているインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要がある。

【学校が取り組むべきこと】

- ①児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳科の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ②インターネット上のいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③他のいじめへの未然防止と同様、児童会の主体的な取組を支援し、児童の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ①児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ②特に、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進についての啓発を行う。

(2) インターネット上いじめの早期発見・早期対応

インターネット上いじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、更に発見しにくいいじめの一つである。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん家庭での気づきを促す取組が必要である。

【学校が取り組むべきこと】

- ①いじめアンケートに加え、インターネット上いじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ②書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

- 家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはならない。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

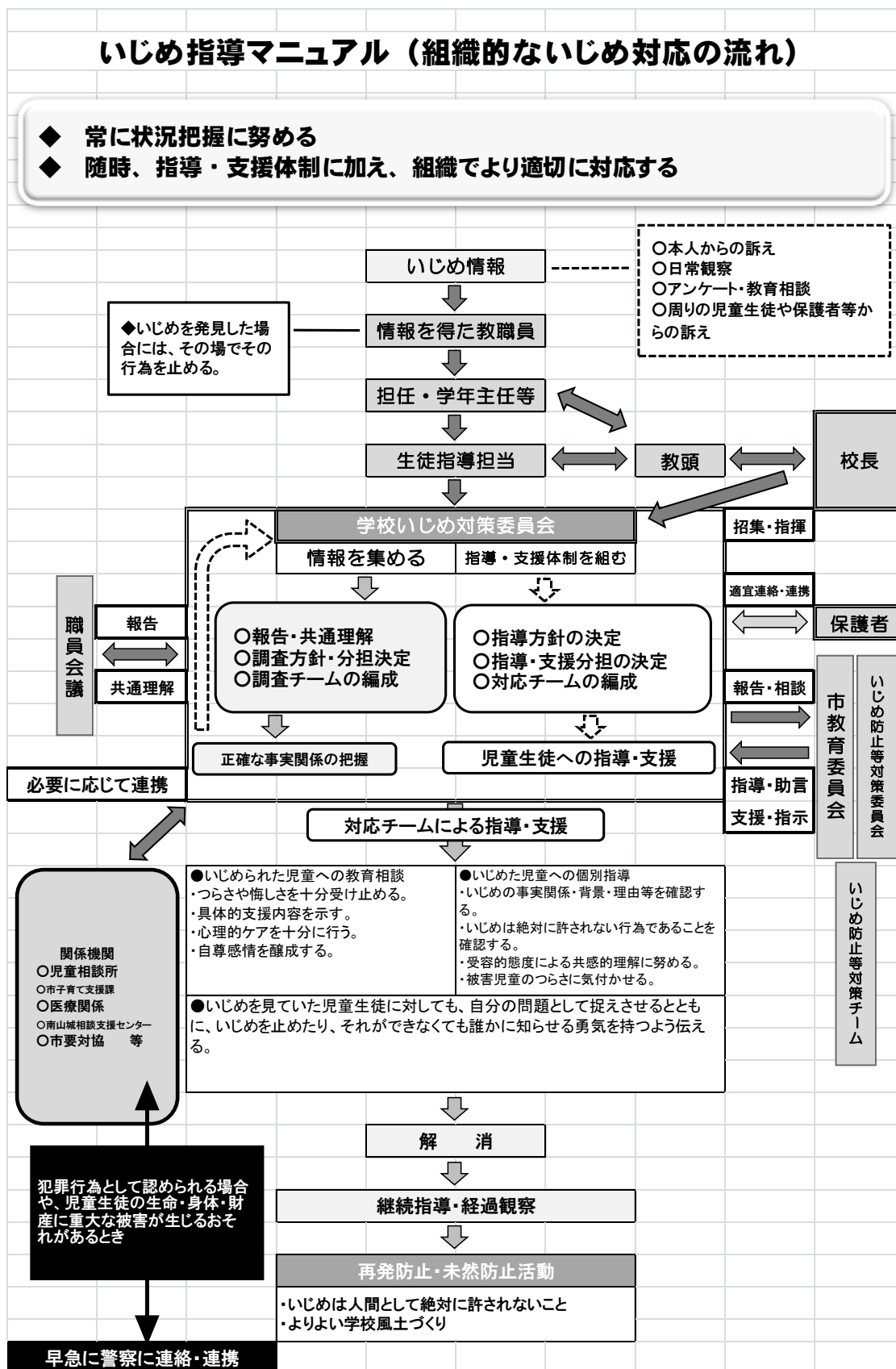
【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

○児童又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①速やかに市教育委員会へ報告する（すぐに第一報、その後別紙様式で）。
- ②学校と市教育委員会との協議の上、学校いじめ対策委員会若しくは木津川市いじめ防止等対策委員会等が調査を行う。その際の調査主体は、事態の状況により、教育委員会が判断し、学校が調査する場合には市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。
- ③調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、教育委員会と連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない

8 いじめ指導マニュアル(組織的ないじめ対応の流れ)



9 いじめ防止年間指導計画

いじめ防止年間指導計画											
1 学期	委員会	4月	5月	6月	7月	8月					
	対策	方針・指導計画等の作成				・アンケート結果分析等 ・1学期のまとめ					
	等職員	職員会議で方針等共有					教職員研修				
	未然防止組に	学級・学年づくり・人間関係づくりの取組		人権教育部・児童会による取組(人権目標)							
	早期発見取組に			生活アンケート	いじめアンケート						
		学級懇談会での保護者向け啓発(仲間づくりの取組等)									
		教育相談週間									
2 学期	委員会	9月	10月	11月	12月						
	対策	2・3学期の計画			・アンケート結果分析等 ・2学期のまとめ						
	等職員										
	未然防止組に	学級・学年づくり・人間関係づくりの取組		人権教育部・児童会による取組(ありがとうの木)							
	早期発見取組に			人権・子育て講演会	いじめアンケート						
		学級懇談会での保護者向け啓発(教育相談週間について)									
		教育相談週間									
3 学期	委員会	1月	2月	3月							
	対策			年間のまとめ 方針見直し等							
	等職員		教職員研修								
	未然防止組に										
	早期発見取組に										
		教育相談週間									